

# 特定非営利活動法人水俣フォーラム

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人水俣フォーラムの役員に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬および費用の支給)

第2条 役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。